

広島県告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十四年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三原市本郷町上北方字蕨谿八四九の五から八四九の一一まで、八六一の四、八六一の五、八六一の一二から八六一の一五まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅